

様式第2号(第8条関係)

●パブリックコメント集計結果一覧表

対象事案の名称:小美玉市第2次総合計画後期基本計画(案)

1. 意見提出者数 1人

提出方法	人数
郵送	0
ファクシミリ	0
電子メール	0
電子申請	0
直接持参	1
合計	1

2. 提出された意見の内容及び市の考え方

NO	意見の対象箇所	意見の内容	意見数	市の考え方(回答)
1	DX推進計画	老人ホーム等に入所し住所変更した際、その場で住民票を発行してもらえない(委任状又は拇印が必要)。 行政手続きの効率化・迅速化の主旨に基づき、ご家族にはその場で必要枚数を発行可能になるようにして欲しい。	1	本計画書において、個別施策1302「DXの推進」に記載のとおり、マイナンバーカードを用いてオンライン手続きが可能となるよう環境を整備するなど、住所変更や住民票の写しの交付だけでなく、様々な手続きを来庁せずに完結できることを目指し、誰もが使いやすい行政サービスの提供に取り組んでまいります。 なお、住民票の写しの交付につきまして、住所変更し別世帯となった場合、「住民基本台帳法」及び「住民票の写し等の交付請求時における本人確認等の取扱いに関する事務処理要綱」に基づき委任状が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。また、本市では、行政手続き等における押印の見直しを令和4年度に実施し、現在、拇印は求めておりません。
		合計	1	